

平成 2 8 年 6 月 1 4 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案

( 第 2 回 定 例 会 )

廿 日 市 市



### 第3回廿日市市議会議案目次

報告第11号	平成27年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越 計算書	1
報告第12号	平成27年度廿日市市公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書	11
報告第13号	平成27年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理 事業特別会計繰越明許費繰越計算書	15
報告第14号	平成27年度廿日市市水道事業会計予算繰越計 算書	19
報告第15号	専決処分事項の報告について	25
議案第71号	廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する 条例	27
議案第72号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	31
議案第73号	廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙におけ る選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等 の一部を改正する条例	35
議案第76号	工事請負契約の締結について	39
議案第77号	工事請負契約の締結について	41
議案第78号	工事委託契約の締結について	43
議案第79号	工事委託契約の締結について	45
議案第80号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	47



報告第11号

平成27年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書

平成27年度廿日市市一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成28年6月14日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成27年度廿日市市一般会計

款	項	事業名	金額
② 総務費	1 総務管理費	企画調整事業 補助金	円 10,000,000
		シティプロモーション事業 委託料	2,000,000
		自転車駐車場整備事業 委託料、工事請負費	121,739,000
		情報セキュリティ強化対策事業 需用費、委託料、備品購入費	82,514,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳一般事業 負担金	33,469,000
③ 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金給付事業 交付金、事務費	359,835,000
		社会福祉施設整備助成事業 補助金	10,000,000
⑤ 農林水産業費	1 農業費	地産地消推進事業 委託料、補助金	5,000,000
		新規農業経営者育成事業 補助金	500,000
		小規模農業基盤整備事業 工事請負費	27,200,000
	2 林業費	林道整備事業 工事請負費	30,808,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 10,000,000	円	円 10,000,000	円
2,000,000		2,000,000	
120,809,000		117,744,000	3,065,000
82,514,000		14,150,000	68,364,000
27,626,000		27,626,000	
350,603,000		350,601,000	2,000
10,000,000		8,000,000	2,000,000
5,000,000		5,000,000	
500,000		500,000	
24,904,000		24,900,000	4,000
30,808,000		30,724,000	84,000

款	項	事業名	金額
⑤ 農林水産業費	3 水産業費	水産業振興事業 補助金	円 2,000,000
		漁港整備事業負担金 負担金	2,160,000
⑥ 商工費	1 商工費	新規ビジネス創出支援事業 委託料、補助金	4,604,000
		産業振興ビジョン推進事業 委託料、事務費	15,778,000
		しごと共創センター管理運営事業 委託料、補助金、事務費	6,154,000
		商店街等活性化事業 補助金	4,000,000
		けん玉普及振興事業 負担金	3,000,000
		観光資源ネットワーク化事業 委託料、補助金	5,000,000
		はつかいちアルカディア管理事業 工事請負費	7,201,000
		⑦ 土木費	2 道路橋りょう費
		大野浦駅周辺道路整備事業 委託料	140,346,000



翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
2,000,000		2,000,000	
2,160,000		2,000,000	160,000
4,604,000		4,604,000	
15,778,000		15,778,000	
6,154,000		6,154,000	
4,000,000		4,000,000	
3,000,000		3,000,000	
5,000,000		5,000,000	
7,201,000			7,201,000
5,224,000		5,060,000	164,000
140,346,000		135,030,000	5,316,000

款	項	事業名	金額
⑦土木費	3河川費	港湾施設整備負担金 負担金	円 37,475,000
		海岸保全施設整備負担金 負担金	7,940,000
	4都市計画費	街路廿日市駅通線整備事業 負担金	1,307,000
		街路廿日市駅通線（駅前広場）整備事業 委託料、工事請負費、用地購入費、 補償費、事務費	848,877,000
		街路深江林ヶ原線整備事業 用地購入費、補償費	16,809,000
		街路佐方線整備事業 負担金	6,680,000
		公共下水道事業特別会計繰出金 繰出金	5,100,000
	6砂防費	急傾斜地崩壊対策県負担金 負担金	376,000
⑨教育費	2小学校費	小学校管理運営事業 負担金	3,595,000
		小学校施設耐震化事業 委託料、工事請負費	102,376,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
36,075,000		34,300,000	1,775,000
7,510,000		6,700,000	810,000
1,307,000		1,200,000	107,000
847,403,000		826,213,000	21,190,000
16,809,000		16,318,000	491,000
6,677,000		6,300,000	377,000
5,100,000		5,100,000	
376,000		300,000	76,000
3,499,000		3,300,000	199,000
100,136,000		99,850,000	286,000

款	項	事業名	金額
⑨教育費	2 小学校費	小中一貫校施設整備事業 委託料、工事請負費	円 28,306,000
	3 中学校費	中学校施設耐震化事業 委託料、工事請負費	128,634,000
	4 幼稚園費	幼稚園施設耐震化事業 委託料、工事請負費	47,366,000
	5 社会教育費	生涯学習施設整備事業 役務費	1,266,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 17,305,000	円	円 17,197,000	円 108,000
107,012,000		106,863,000	149,000
31,208,000		31,143,000	65,000
1,266,000			1,266,000



報告第12号

平成27年度廿日市市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰  
越計算書

平成27年度廿日市市公共下水道事業特別会計の繰越明許費は、別紙の  
とおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第1  
6号）第146条第2項の規定により報告する。

平成28年6月14日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成 2 7 年度 廿日市市公共下水道事業

款	項	事業名	金額
②事業費	1事業費	廿日市地区公共下水道整備事業 委託料	円 77,050,000
		大野地区公共下水道整備事業 工事請負費	87,669,000
		宮島地区公共下水道整備事業 委託料	23,000,000



特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 74,750,000	円	円 63,162,000	円 11,588,000
87,669,000		87,634,000	35,000
23,000,000		22,950,000	50,000



報告第13号

平成27年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理事業特別会計  
繰越明許費繰越計算書

平成27年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成28年6月14日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成27年度廿日市市廿日市駅北土地区画

款	項	事業名	金額
①土地区画整理費	1 土地区画整理費	廿日市駅北土地区画整理事業 工事請負費	円 71,372,000
②都市開発費	1 都市開発費	都市開発事業 工事請負費	2,463,000

整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 71,372,000	円	円 68,930,000	円 2,442,000
2,463,000			2,463,000



報告第14号

平成27年度廿日市市水道事業会計予算繰越計算書

平成27年度廿日市市水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成28年6月14日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成 2 7 年度 廿日市市水道

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①資本的支出	1 建設改良費	第 7 次拡張事業	843,715,000 円	458,700,840 円	366,040,000 円
		配水管拡張事業	49,198,000	31,444,200	15,100,000
		施設整備事業	504,996,000	450,680,624	46,500,000



# 事業会計予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	工事負担金	損益勘定留保資金			
円 366,000,000	円 0	円 40,000	円 18,974,160	円 0	大野浄水場機械・電気設備工事  関連工事との調整により、工期が翌年度にわたるため
0	15,100,000	0	2,653,800	0	大野早時地区内配水管拡張工事  関連工事との調整により、工期が翌年度にわたるため
0	0	46,500,000	7,815,376	0	水道局内震災対策用貯水槽整備工事  関連工事との調整により、工期が翌年度にわたるため

地方公営企業法第26条第2項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①水道事業費用	1 営業費用	受託工事事業	26,707,000 円	17,200,720 円	9,500,000 円

ただし書の規定による事故繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
受託工事収益			
<p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: center;">9,500,000</p>	<p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: center;">6,280</p>	<p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: center;">0</p>	<p>大野早時地区内配水管 拡張工事</p> <p>関連工事との調整により、工期が翌年度にわたるため</p>



報告第15号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月14日

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて  
損害賠償額 427,680円  
債権者 廿日市市宮島町112番地  
合同会社 平野屋  
代表社員 平野文子
- 2 専決処分年月日 平成28年5月30日

(参考事項)

平成28年2月5日市消防団員の行為によって発生した軒先テント破損事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第71号

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年6月14日

廿日市市長 眞野勝弘

## 廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

廿日市市留守家庭児童会条例（平成14年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「児童会事業」を「通常の利用時間として規則で定める時間において、児童会事業」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する時間を超えて規則で定める時間において、児童会事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に利用の申込みを行い、その承認を受けなければならない。

第6条第1項中「児童会事業を利用する児童の」を「前条第1項の規定により利用の承認を受けた」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「利用料」の次に「又は第2項に規定する延長利用料」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「利用料」の次に「及び延長利用料」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により利用の承認を受けた保護者は、児童1人につき月額600円の延長利用料を、市長が指定する日までに納付しなければならない。

第6条に次の1項を加える。

5 前条第1項又は第2項の規定により利用の承認を受けた保護者は、第4条に規定する活動に必要な経費として現に要する経費を負担しなければならない。

第7条中「第5条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第5条第1項の規定による承認を受けている者は、この条例による改正後の第5条第1項の規定による承認



を受けているものとみなす。

(提案理由)

留守家庭児童会事業の実施時間を延長するに当たり、当該事業を延長して利用するための申込方法、利用料の額等を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第72号

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年6月14日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項及び第43条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則に次の4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）は、前2条の規定の適用がないものとして第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定した数の3分の2以上の数を置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所の設備基準を改正するとともに、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士の配置基準の特例を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第73号

廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年6月14日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用  
自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の  
使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動  
車の使用の公営に関する条例(平成5年条例第1号)の一部を次のよう  
に改正する。

第4条第1号中「3万5,150円」を「3万5,860円」に改め、  
同条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、  
同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条中「3万5,150円」を「3万5,860円」に改める。

(廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスター  
の作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポス  
ターの作成の公営に関する条例(平成5年条例第2号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第4条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「15万937  
円50銭」を「15万5,250円」に改める。

(廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例  
の一部改正)

第3条 廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する  
条例(平成19年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(提案理由)

公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費などに係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用などに係る公費負担の限度額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。



議案第76号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり平良市民センター耐震改修・リニューアル工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成28年6月14日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 平良市民センター耐震改修・リニューアル工事
- 2 工事場所 廿日市市平良二丁目7番6号
- 3 請負金額 170,640,000円
- 4 請負者 廿日市市大野4447番地13

有田建設株式会社

代表取締役 有田智実

(提案理由)

平良市民センター耐震改修・リニューアル工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 77 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり次期一般廃棄物処理施設建設工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 14 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 次期一般廃棄物処理施設建設工事
- 2 工事場所 廿日市市木材港南地内
- 3 請負金額 11,889,876,600 円
- 4 請 負 者 兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目 4 番 78 号  
株式会社 神鋼環境ソリューション  
代表取締役 粕 谷 強

(提案理由)

次期一般廃棄物処理施設建設工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第78号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり廿日市市公共下水道根幹的施設（住吉ポンプ場）建設工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成28年6月14日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 廿日市市公共下水道根幹的施設（住吉ポンプ場）建設工事
- 2 工事場所 廿日市市住吉一丁目14番5号
- 3 委託金額 224,000,000円
- 4 受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

理事長 谷戸善彦

(提案理由)

廿日市市公共下水道根幹的施設（住吉ポンプ場）建設工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。



議案第79号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり廿日市市公共下水道根幹的施設（宮島水質管理センター）建設工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成28年6月14日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 廿日市市公共下水道根幹的施設（宮島水質管理センター）  
建設工事
- 2 工事場所 廿日市市宮島町1171番地3
- 3 委託金額 900,000,000円
- 4 受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号  
日本下水道事業団  
理事長 谷戸善彦

(提案理由)

廿日市市公共下水道根幹的施設（宮島水質管理センター）建設工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 80 号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成 28 年 6 月 14 日提出

廿日市市長 眞野勝弘

氏名 木曾忠明

氏名 河原直己

(提案理由)

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員山田延弘及び木曾忠明の任期が、平成28年7月2日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

